

## 自転車用ヘルメットの購入費補助事業を始めました



ページ番号1008028 更新日 2023年9月1日

### 安全基準を満たした自転車用ヘルメットが2,000円引きで購入できます。

令和4年4月に道路交通法が改正され、令和5年4月1日から自転車に乗るすべての人にヘルメットの着用の努力義務が課されました。

東京都内では令和3年までの5年間で、自転車事故により死亡した人の約7割が頭部に致命傷を負っています。また、ヘルメットを着用していなかった人が死亡する割合は、着用していた人の約2.3倍にのぼっています。

自転車用ヘルメットの着用を促すため、次のとおり自転車用ヘルメット購入費補助事業を実施します。大人も子どもも大切な命を守るために、自転車用ヘルメットを着用しましょう。

#### 事業の詳細

購入方法	(1) 市の指定した販売店で申込書を記入 (2) 本人確認書類（運転免許証・保険証・マイナンバーカード等で名前と住所がわかるもの）を提示 ※購入する方全員分が必要です。 (3) 自転車用ヘルメットを通常の販売価格から2,000円値引きされた価格で購入 ※値引きとなるのは、対象者本人及び同居する家族分のみとなります。
期間	令和5年8月1日から令和6年3月31日まで ※予算額に達した場合、事業終了となります。
予算 補助予定数	2,000千円 1,000個
対象者 (すべてに 該当する 方)	(1) 市内に住所を有する方 (2) 自らが着用するため自転車用ヘルメットを購入する方 (3) 市の自転車安全利用啓発冊子で学習をした方（冊子は市の指定した販売店で入手できます）

対象となる 自転車用 ヘルメット	安全基準を満たしたもの（注1）で、通常の販売価格が税込3,000円以上の新品のもの
------------------------	---

注1：次のいずれかの認証を受けたもの

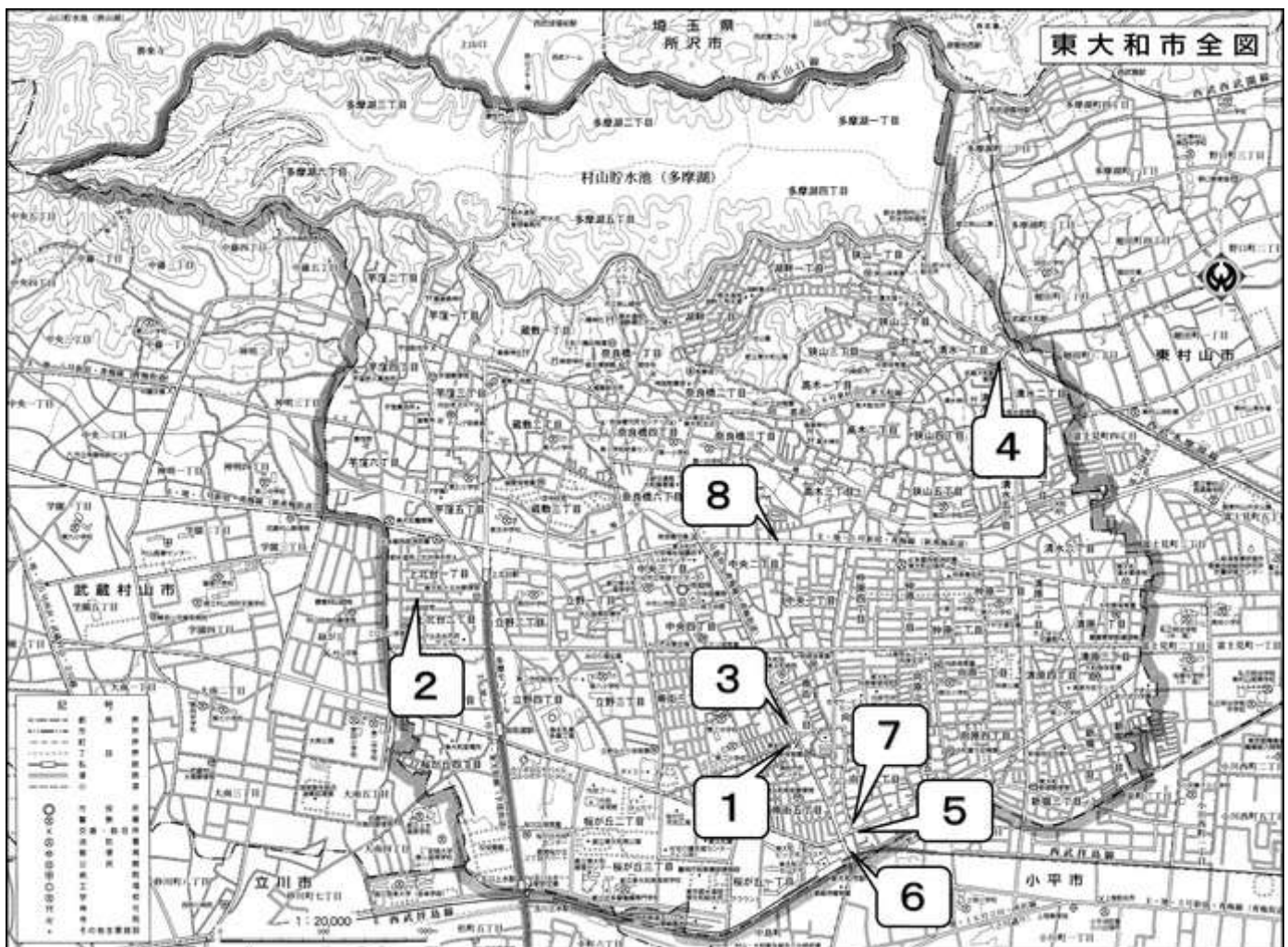
- ・一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
- ・公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
- ・欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク
- ・ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
- ・米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク

市の指定した販売店（令和5年9月1日時点）

番号	販売店	所在地	電話番号	営業時間	休業日	その他
1	小樽自転車店	南街2-111-4	042-561-0722	9時30分から19時	無休	
2	サイクルショップサイトウ	上北台1-902-178	042-843-6656	11時から20時	火曜日定休	注文販売のみ
3	十文字サイクル	南街2-79-13	042-561-3816	10時から18時	火曜日定休	
4	多摩湖のじてんしゃ屋さんPokito a Poko	清水3-800-6	042-569-8460	10時から18時	水曜日定休	
5	ちよだサイクル	向原6-1201-2 OSEビル	042-563-4789	11時から19時	無休	注文販売なし
6	ブリーズサイクル東大和店	向原6-1412-18	042-565-1411	10時から20時	無休	

番号	販売店	所在地	電話番号	営業時間	休業日	その他
7	YSP東大和南	南街4-20-18	042-561-1075	10時から19時	第1・第3月曜日、火曜日定休	
8	ダイワサイクル東大和店	中央2-556-1	042-563-8678	10時から20時	1/1・12/31	

市の指定した販売店地図



※商品の在庫につきましては、各店舗へお問合せください。

※市の指定した販売店は変更することがあります(その都度ホームページにてお知らせします)。

【市内で自転車用ヘルメットの販売事業を営まれている方へ】本事業にご協力いただける方は、お問い合わせ先までご連絡をお願いします。

対象店舗はこのポスターが目印です



※令和5年4月1日から7月31日までの間に自転車用ヘルメットを購入した方は、自転車安全利用啓発冊子による学習を行ったうえで領収証等の添付書類（注2）を交付申請書に添付し、請求書（交付決定後の日付で処理いたしますので、日付は空欄でお願いいたします）と共に、市に送付していただき、補助金（自転車用ヘルメット1個あたり2,000円）の申請をすることができます（対象者や対象となる自転車用ヘルメットは前記に準じます・購入店の制限はありません）。

※予算が限られていますので、お早めの申請をお願いします。

注2：添付書類は次の1～4の全てになります

- 1 購入日、購入店名、購入金額がわかる領収書やレシートの写しなど
- 2 メーカー・品番（商品名）がわかる取り扱い説明書の写しや、ヘルメットの写真など
- 3 申請者及び同居者の本人確認書類（運転免許証、保険証、マイナンバーカードなどで名前と住所がわかるもの）の写し
- 4 口座情報がわかるもの（通帳の1ページ目の写し、キャッシュカードの写しなど）

送付先：まちづくり部道路交通課交通対策係

〒207-8585 東京都東大和市中心3丁目930番地

※窓口にて直接来庁しての手続きも可能です。来庁時に上記1～4と朱肉を使う印鑑をお持ちください（市役所2階4番窓口・受付時間：9時から12時、13時から17時迄）。

[交付申請書 \(PDF 204.1KB\)](#) □

## ヘルメットについて



### ヘルメットのかぶり方

- 1 自転車用ヘルメットの多くは、後頭部側にアジャスターが付いているので、まずはそれを緩めます。
- 2 ヘルメットの先端部を眉毛のすぐ上に合わせ、深くかぶります。
- 3 左右のずれを調整したら、ヘルメットを前上部から軽く押さえながら、後頭部のアジャスターを絞り、頭を軽く振ってずれない程度に調整します。
- 4 あご紐にねじれが無いことを確認したら、バックルをはめ込み、あごとの間に人差し指が一本入るくらいの長さに調整します。

### ヘルメットの交換目安

- ・衝撃吸収素材の経年劣化のため、耐用年数はおおむね3年から5年といわれています。
- ・転倒して打ち付けるなどした場合は、外観上大きな損傷がないようでも、内部の衝撃吸収素材が損傷している可能性があるため、必ず新しいものに交換しましょう。

## よくあるお問合せ

**ヘルメットをかぶらずに自転車に乗った場合、罰則等がありますか。**

努力義務のため、ヘルメットをかぶらずに自転車を運転していたとしても、罰則等はありません。しかし、ヘルメット非着用時の致死率は、ヘルメット着用時の約2.3倍というデータもあります。ご自身の命を守るためにも、ヘルメットの着用をご検討ください。

**市外の販売店やインターネットで購入しても2,000円引きの対象となりますか。**

令和5年8月1日以降については、市の指定した販売店で自転車用ヘルメットを購入される際に2,000円引きされるものなので、市の指定した販売店以外で購入する場合は、値引きを受けることはできません（令和5年4月1日から7月31日までに購入したのものについては、販売店の制限はなく、要件を満たす場合は、市に補助金の申請をすることができます）。

**補助が出ると思わなかったのでレシートを破棄してしまったが、補助は受けられますか。**

購入日、購入店名、購入金額、ヘルメットを買った事実がわかる書類（領収書、レシート、インターネットの購入履歴を印刷したもの等）がない場合は、市に補助金の申請をすることはできません。

**定価3,000円以上の自転車用ヘルメットを、割引により3,000円未満で購入したが、補助金の対象となりますか。**

割引後の販売価格が3,000円未満の場合は、対象となりません。

**申請すれば、補助は必ず受けられますか。**

申請内容に虚偽があった場合や、審査によって不備が見つかった場合、補助が受けられない可能性があります。また、値引き後や補助金交付後でも、虚偽や不備があった場合には、返還を求める場合があります。

## このページに関するお問い合わせ

まちづくり部道路交通課交通対策係

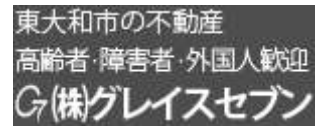
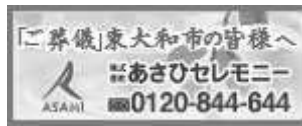
〒207-8585 東京都東大和市中央3-930

電話：042-563-2111（内線：1213・1256） ファクス：042-563-5930

まちづくり部道路交通課交通対策係へのお問い合わせは専用フォームをご利用ください。

## バナー広告

[バナー広告を募集しています]



引越しやること  
初めて引越しさん



ご利用にあたって

個人情報の取り扱い

ウェブアクセシビリティ

サイトマップ